

後援等名義の承認基準

平成24年4月2日制定
スマートコミュニティ・アライアンス実施要領第1号

(目的)

第1条 本実施要領は、第三者である実施者が、自己が行なうシンポジウム等に対して本アライアンスの後援等名義の使用を申請する手続き、および本アライアンスが承認する基準及び手続きについて定める。

(定義)

第2条 この実施要領において、「シンポジウム等」とは、実施者が実施する博覧会、見本市、展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、記念行事及び出版等の事業をいう。

2 この実施要領において、「後援等名義」とは、後援、協賛、共催等の名義をいう。

3 この実施要領において、「実施者」とは、シンポジウム等を実施する官庁、地方自治体、民間団体、民間企業等をいう。

(申請の手続き)

第3条 実施者が、後援等名義の使用の承認を受けようとするときは、申請書(様式1)に以下の(1)～(3)に掲げる書類を添えて、事務局に申請しなければならない。ただし、申請書によらない申請の場合は、申請書に準じた様式による。

(1) 実施者の活動の目的及び内容が分かる書類

(2) シンポジウム等の目的及び内容が分かる書類

(3) 出展料・参加料などの費用を徴収する場合は、事業にかかる収支計画が分かる書類

(負担金を伴わない後援等名義の承認及び手続き)

第4条 協賛金などの負担金を伴わない後援等名義の使用について実施者から申請があったときは、以下の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)～(9)のいずれにも該当しない場合に承認する。ただし、後援等名義の使用の承認を受けた後に承認基準に反していると判明した場合は、これを取り消す。

(1) シンポジウム等の内容がJSCAの目的及び事業に照らし、承認することが適当と認められる場合

(2) シンポジウム等がJSCAにとって特に必要であると認められる場合

(3) 実施者が、営利の目的をもって設立された団体等である場合であって、次の①または②に該当する場合

①シンポジウム等の意図が営利を目的とするものでないことが明らかな場合

②実施者が、新聞社、放送事業者等の公共的性格の強い場合

(4) 実施者が、営利の目的をもって設立された団体等である場合(ただし、(3)

の場合を除く)

(5) シンポジウム等が、営利を目的とする場合

(6) シンポジウム等が、特定企業、特定商品・サービスの宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められる場合

(7) シンポジウム等の運営方法が、公正でないとして認められる場合（収入の用途が不確かであること、余剰金が出た場合の処理が未定であることなど不明朗な点が認められる場合等）

(8) 座談会のように、その対象や参加者が極めて限定されたものである場合

(9) その他、JSCAの名誉を傷つける恐れがあるなど、不適当と認められる場合

2 後援等名義の使用に関する承認の適否は、実施者からの申請内容を前項の基準に照らし、事務局長の責任において決定する。

3 前項において後援等名義の使用を承認したときは、事務局長が承認書（様式2）を実施者に送付する。

（負担金を伴う後援等名義の承認及び手続き）

第5条 協賛金などの負担金を伴う後援等名義の使用に関する承認の適否は、実施者からの申請内容を前条第1項の基準に照らし、総務会において決定する。

2 前項において後援等名義の使用を承認したときは、事務局長が承認書（様式2）を実施者に送付する。

（事業終了後の報告）

第6条 実施者は、以下の（1）～（5）について、事業終了後速やかに、事務局長に書面にて報告しなければならない。

（1）実施の時期及び場所

（2）参加者数

（3）事業の内容

（4）収支報告書

（5）その他参考となる資料

(様式1)

後援等名義使用申請書

平成〇〇年〇月〇日

スマートコミュニティ・アライアンス
会長 山西 健一郎 様

団体等の名称
代表者役職氏名 (印)

下記事業を実施するにあたり、後援等名義の使用承認を受けたいので申請します。

記

1. 事業の名称及び目的
2. 実施の時期及び場所
3. 事業の対象者及び参加見込者数
4. 承認を受けたい名義の種類（後援、共催、協賛、推薦など）
5. 他の後援等予定団体名

以上

後援等名義使用承認書

団体等の名称

役職名 代表者名 様

平成〇〇年〇月〇日付け後援等名義使用申請書で申請のありました〇〇の〇〇について、承認します。

なお、〇〇の終了後速やかに、スマートコミュニティ・アライアンス事務局まで、「実施の時期及び場所」「参加者数」「事業の内容」「収支報告書」について、ご報告下さい。

平成〇〇年〇月〇日

スマートコミュニティ・アライアンス
事務局長 渡邊 誠 (署名)